



でんしろ

No 522 3月号

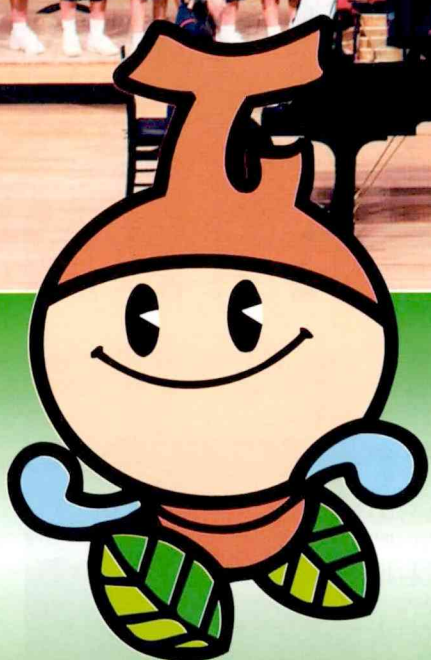
平成9年3月13日発行

第30回

鹿児島県中学校
音楽コンクール

春の祭典

主催 鹿児島県中学校教育研究会音楽部会



田代の歌声が

春風につて

田代中学校2年生 金賞受賞

ぼく“でんしろ”です

田代町役場企画管財課編集

肝属郡田代町麓827番地1

鹿児島市たしろ会 発足10周年を祝う

鹿児島市たしろ会が発足10年目を迎え、二月九日鹿児島市の「ジェイドガーデンパレス」に於いて、10周年記念総会が、大根占町出身の三遊亭歌之介師匠を招いて総勢百五十人の参加で盛大に開催された。

総会には、町長を始め町議会議員も参加され、平成八年度事業経過報告及び決算、平成九年度事業計画及び予算、役員改選等について協議がなされすべて承認されました。



新しい役員になられた皆様



三遊亭歌之介師匠



小牧 剛会長

(会長) 小牧剛(副会長) 西田瑞穂・柴立鉄彦・(役員) 中野次男・白井利成・今村芳美・別府満・松田健一・井手口義親・高田秋美・山添岩夫・上ノ原和朗・野田周弘・中原美保子・門前逸男(監事) 柴立亨・君付学(事務局) 舞原悦朗・松田愛子・上吹越寿次



三味線とひょっとこ踊りを披露

瀬ノ口國雄助役 “自治功労” 表彰



鹿児島県町村会の一九九六年度総会が鹿児島市の自治会館であり、その席上で、本町の瀬ノ口國雄助役が、自治功労者として表彰されました。

助役は、昭和六十一年四月就任以来現在三期目で、

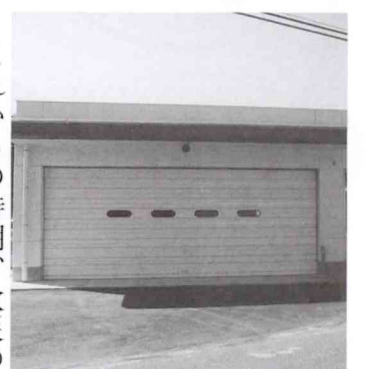
平石小組合による防火訓練



一人一人が防災を考える

平石小組合が、地域の連帯意識を高め、自主的に防火活動を実践する事を目的に、南部消防署の協力を得て防火訓練を実施しました。

平成八年度総会時に集落民総出で、消火器及び消火栓を使つての本格的なものでした。



これからの時期、火災の発生しやすい気候となりますので、町民の皆さん一人ひとりが気を付け、火災を防ぎましょう。

又、二月十二日に大原地区の防災を担う消防コミュニティセンターが完成し、町長をはじめ議長、消防団長らが出席して神事が行われました。

受賞にあたり「県町村会総会の晴れの舞台で表彰の栄与に浴しましたことは感謝に堪えません。これを契機に初心を忘れることなく、公務員としての原点にたつて住民の幸せを第一主義に本町発展に寄与したい。」と語っておられました。

一年間の無病息災を祈る せつがい (季節変わり) — 伝統行事の継承 —



火入れ

二月三日の節分伝統行事「せつがい」が、町内七ヶ所の集落・公民館でおこなわれた。

「せつがい」は、毎年子供会と育成会や、老人クラブ等がいつしよになって、



厄払い
火入れは、厄年の男女と、立志式を向かえた中学生らが行い、竹のはじける音で、鬼を追ひ払い、今年一年の無病息災を祈った。

火の勢いがおさまった頃子供たちは、モチを焼いたり、ぜんざいを食べ、大人たちは、酒を飲み交わしながら、時のたつのも忘れ語り合っていました。

平成九年度 デイサービスセンター南松園 家族介護者教室受講者募集

デイサービスセンターでは、地域の皆様へ介護の仕方、技術、医学知識等を学んで

日頃介護に当たってお

くらしに役立っています 「年金積立金還元融資資金」

厚生年金・国民年金の積立金は、市町村などの地方公共団体に融資され簡易水道、住宅、一般廃棄物処理、厚生福祉施設などの整備に役立てられています。

本町でも、中央地区簡易水道区域拡張工事等の事業に融資を受けて整備をいたしました。

中村上原配水池



- 受講期間
平成9年4月
～平成10年3月まで
- 受講日
毎月1回 土曜日
(午前10時～午後3時)
※昼食は老人食を試食していただきます。
- 募集人員
20名(先着順)
- 申込先
デイサービスセンター
南松園(☎52771)
- 申込み締め切り
平成9年3月20日

お知らせ

締め切り間近

忘れていませんか
配偶者の届出

サラリーマンや公務員の配偶者などの第三号被保険者の皆さん、忘れていませんか。国民年金第三号被保険者の届け出を。これまで忘れていた人もこの三月末までに届け出れば特例によりさかのぼって届け出があったと認められます。

○届け出が必要な場合

サラリーマンなどの第二号被保険者の被扶養配偶者は第三号被保険者となります。

これらの方々は保険料を個人で納付する必要があります。

かわりに、資格の得喪、被保険者種別の変更の届出を役場民生課にそのつどきちんとして行うことが必要になっています。

もしこの届出のもれている方は、平成九年三月三十一日までに届け出れば、昭和六十一年四月にさかのぼって届出があつたものとみなすこととされました。この期限が近づいています。もう一度確認しましょう。お問い合わせは役場民生課国民年金係まで

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給

平成七年八月から受付けを行っている戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について、まだ手続きをされていない方は、請求期限が間近となっています。

1 支給の方法

特別弔慰金は、戦没者一人について、額面四十万円

人について、額面四十万円の国債で支給され、平成八年から平成十七年までの十年間にわたって毎年四万円ずつ償還されます。

2 支給の条件

特別弔慰金を受けることができるのは、満州事変

に請求しないと支給できなくなりしますので注意してください。

5 その他

請求の手続きには戸籍謄本等も必要です。又、請求用紙は、役場に備えてあります。

尚、詳しくは、役場民生課福祉係 ☎ 二五一一（内線一三七番）まで

3 支給の対象者

特別弔慰金は、主として次に記載された遺族のうち、次の順序に従って最も順位が先の方お一人に支給されます。

- (1) 平成七年四月一日までに弔慰金（遺族国庫債券）の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等と生計をともにしていた①父母②孫③祖母④兄弟姉妹（婚姻、養子縁組により平成七年四月一日に氏が変わっている方は除かれます。）
- (4) ③以外の①父母②孫③祖母④兄弟姉妹
- (5) ①から④以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡まで引き続いて一年以上生計をとともにしていた方に限ります。）

4 請求の期限

請求は、平成十年三月三十一日までです。それまで

お済みですか確定申告と納税

- ▽所得税 3月17日（月）まで
- ▽消費税（個人事業者） 3月31日（月）まで

4月1日から週40時間労働制がスタートします。
原則、すべての事業場が対象です。

平成9年4月1日から、現在、1週間の法定労働時間が週44時間とされている猶予措置対象事業場についても週40時間制が全面的に適用されます。

平成6年4月1日に施行された改正労働基準法では、1週間の法定労働時間が原則週40時間制に短縮されるとともに、猶予措置の対象となる事業場についても平成9年4月からは全面的に週40時間制へ移行することとされました。

事業主の皆様には、週40時間制の実施に向けて積極的に取り組まれますようお願いいたします。

消費税率の引上げや地方消費税の導入などに伴い 臨時福祉特別給付金が支給されます

- 臨時福祉給付金（福祉給付金） 一万円
- 臨時介護福祉金（介護福祉金） 三万円
- 臨時特別給付金（特別給付金） 一万円

本年4月から消費税率の引上げや地方消費税が導入されることとなりましたが、これに伴って、老齢福祉年金や特別障害者手当の受給者、低所得のねたきりのおとしよりの方、65歳以上の低所得の方々に對し、臨時福祉特別給付金が支給されることとなりました。

具体的な支給対象者や支給の方法などは次のとおりですが、支給を受けようとする方は、3月25日までに申請書の提出が必要となりますのでご注意ください。

福祉給付金は次の方に支給されます

- 1、平成9年2月1日（基準日）において、本年2月分の次のいずれかの年金又は手当を受給できる方が対象となります。
- ①老齢福祉年金
- ②障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの（年金証書の年金コード種別

れの制度から別途同様の措置（生活保護費に1万円を加算して支給するなどの措置）をとることとしておりますので、福祉給付金は支給されません。

介護福祉金は次の方に支給されます

1、基準日において、生活保護を受けている方か、あるいは平成8年度分の市区町村民税所得割が課されなかった方（ご本人が、他の方の平成8年度分の市区町村民税額の算定に際し、控除対象配偶者又は扶養親族となっている場合は、当該他の方に平成8年度分の市区町村民税所得割が課されなかった場合に限り、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①基準日において、平成8年8月1日以前からねたきり又は痴呆等の状態にあるため常時の介護を必要としている65歳以上の方（昭和7年2月1日以前に生まれた方）
- ②本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当又は福祉手当（経過措置分）を受給できる方
- 2、ただし、基準日において、病院、診療所又は老人保健施設に平成8年10月31日以前から継続して入所している方

- ③遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの（年金証書の年金コード種別「先頭2桁」が「27」又は「28」に該当するもの）
- ④児童扶養手当
- ⑤特別児童扶養手当
- ⑥特別障害者手当
- ⑦障害児福祉手当
- ⑧福祉手当（経過措置分）
- ⑨原爆被爆者諸手当（医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当）

（注）⑤の特別児童扶養手当については、手当の制度上受給者は親又は養育者となっておりますが、給付金は障害児の方が支給対象となります。

が福祉給付金や特別給付金の支給要件に該当する場合でも支給の対象となります。

特別給付金は次の方に支給されます

- 1、基準日において65歳以上の方（昭和7年2月1日以前に生まれた方）で、平成8年度分の個人の市区町村民税が課されなかった方（ご本人が、他の方の平成8年度分の市区町村民税額の算定に際し、控除対象配偶者又は扶養親族となっている場合は、当該他の方に平成8年度分の市区町村民税が課されなかった場合に限り、）が対象となります。
- 2、上記1に該当する場合でも、福祉給付金の取扱いと同等に生活保護を受けている方などには支給されません。
- 3、また、同一の方が1の福祉給付金の支給要件に該当する場合に、特別給付金は支給されません。

支給を受けるための手続き

- 1、臨時福祉特別給付金の支給を受けようとする方は、臨時福祉特別給付金支給申請書に必

要事項を記入の上、住所地の市区町村に3月25日までに提出していただきます。

ただし、やむを得ない事情があるときは、役場にご相談ください。

2、この申請書は1枚で「福祉給付金」「介護福祉金」並びに「特別給付金」のいずれに該当する場合でも申請書は1枚だけ提出していただくことになります。

3、臨時福祉特別給付金の円滑な支給事務手続きを進めるため、申請書を提出する際に、臨時福祉特別給付金の請求と受領を市区町村長に委任していただくこととしておりますが、申請書提出後、受給資格が認定されずと市区町村長から直接支給されることがあります。

その場合、介護福祉金と特別給付金は市区町村民税の課税状況を確認する必要がありますので、申請される方は、税務関係当局への照合についての同意書欄への記入若しくは納税証明書の添付をお願いすることとしておりますので、協力下さい。

詳しくは、役場民生課 福祉係へお尋ね下さい。

4月1日から消費税がかわります

「働き盛り世代」の所得課税の負担軽減と世代間の公平を目指した「税制改革」が行われています。所得税・個人住民税の減税が平成7年（度）から先行実施されるとともに、消費税が改正され、また、新たに地方消費税が創設されました。この改正は、平成9年4月1日から適用されます。主な改正点と地方消費税の概要は以下のとおりです。詳しくは、最寄りの税務署、税務相談室でお尋ねください。

＜消費税の改正＞ 消費税率や中小事業者に対する特例措置などが改正されました。

- ① 消費税と地方消費税を合わせた税率が5%になります。
平成9年4月1日以降に行われる取引につきましては、消費税の税率が4%（現行3%）になります。また、新たに創設される地方消費税の税率は、消費税額の25%（消費税率換算で1%相当）になるので、消費税と地方消費税とを合わせた税率は5%になります。
 - 税額の1円未満の端数処理は5%を前提に行います……事業者の方々は、レジや請求書等の表示などを大幅に変更する必要はありません。税率については3%から5%に変更すればよく、税額の1円未満の端数処理も、5%を税率として行ってください。また、消費者の皆さんが買物をする際の手間もこれまでと変わりません。
 - ② 中小事業者に対する特例措置が改正されます
 - 事業者免税点制度の見直し（基準期間のない法人の納税義務の免除の特例の創設）が行われます……その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法人を除く）のうち、その事業年度開始の日における資本または出資の金額が、1,000万円以上である法人（新設法人）については、その基準期間がない事業年度（課税期間）の納税義務は免除されません。
 - 簡易課税制度が改正されます
 - (1) 適用上限額が引き下げられます……仕入れにかかる消費税額の計算に当たり、現在、基準期間の課税売上高が4億円以下の事業者は、みなし仕入率を用いることができますが（簡易課税制度）、その適用上限額が4億円から2億円に引き下げられます。
 - (2) みなし仕入率が5区分になります……平成8年度税制改正により、みなし仕入率が実態に合わせて4区分から5区分に改正され、不動産業、運輸通信業、サービス業のみなし仕入率は50%（現行60%）となります。
 - 限界控除制度が段階的に廃止されます……課税期間の課税売上高が、5,000万円未満の場合に納付税額が軽減される限界控除制度が廃止されます。（平成8年4月1日から平成9年3月31日までに終了する課税期間および平成9年4月1日前に開始し、同日以降終了する課税期間については、一定の金額を限度とする経過措置があります。）
 - ③ 仕入税額控除の適用要件が改正されます
仕入税額控除の適用要件として「帳簿及び請求書等」の保存が必要になります。仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、請求書など取引の事実を証明する書類（インボイス）の保存が仕入税額控除の要件となります。
 - ④ 税率に関する経過措置が設けられています
今回の改正に当たり、旅客運賃、電気料金、ガス料金、観劇等の入場料などのうち、一定の要件を満たすものについては経過措置が設けられ、現行税率（3%）が適用されます。
- ＜地方消費税の創設＞ 地方分権の推進や地域福祉の充実などを図るため、道府県税として、新たに地方消費税が創設されました。
- 納税義務者 消費税の納税義務者が地方消費税の納税義務者となります。
 - 課税標準 (1) 国内取引（譲渡割）については、納付すべき、または還付されるべき消費税額が地方消費税の課税標準となります。

平成 9 年 2 月 1 日現在						
住 民 基 本 台 帳		増		減		前月 対比
		出生	転入	死亡	転出	
男	1,777	2	3	2	2	1
女	1,958	0	1	5	6	△10
計	3,735	2	4	7	8	△ 9
世帯数	1,415					△ 5

人口のうごき

(2) 輸入取引（貨物別）については、課税貨物にかかる消費税額が地方消費税の課税標準となります。

- 税率 消費税額の25%（消費税率換算で1%相当）です。
- 申告・納付
- (1) 事業者は、消費税と同一の申告書・納付書により、消費税と併せて同時に地方消費税を申告・納付することになります。
- (2) 地方消費税は道府県税ですが、納税者の事務負担などを勘案して、国が消費税と併せて執行することになっています。

花瀬公園まつり開催

日時 平成 9 年 4 月 6 日 日曜日
場所 花瀬公園（雨天の場合は町開発センター）

恒例の花瀬公園まつりが近づいてまいりました。本年は「おぼん、こぼん」の寄席演芸と、本町と姉妹町の与論町出身の歌手「古宮美鈴」の歌謡ショー他多彩な催しが盛りだくさん計画されております。陽春の1日を桜の咲きほこる花瀬公園でお楽しみください

※お問い合わせは、田代町商工会（☎五―二―一―三―一）

与論町出身歌手
古宮 美 鈴



プロフィール

■生年月日：昭和43.6.28
■出身地：鹿児島県
●経歴
S55…KTSのど自慢大会優勝
S56…MBCのど自慢大会優勝
S60…NHKオーディション合格
H5.2.21 …コロニア・レコードより、デビュー「先輩、後輩、御同輩」「サムライ」発売
H7.10.21…「よくあることよ」「女みなと節」発売

「おぼん・こぼん」

かれんだー

（変更も予想されますので、ご注意ください）

3 月

- 14日(金) ☆瀧見大橋渡り初め式
- 15日(土) ☆第14回吉井記念末吉町洋画展
- ～30日(日) ※県内外から洋画作品を募り展覧会
教育委員会 ☎0994-63-3032
- 15日(土) ☆デイサービスセンター開園 5 周年記念
- 18日(火) ☆中学校卒業式（田代中34人、大原中13人）
- 19日(水) ☆結核レントゲン検診精密検査
（10：00～福祉センター）
- 20日(木) ☆子牛せり市
- 22日(土) ☆薩摩・大隅半島フェスタ
- ～23日(日) （特産品まつり鹿児島市MBCグラウンド）
- 24日(月) ☆小学校卒業式（田代小37人、大原小7人）
- 25日(火) ☆1・2才児フツ素塗布むし歯予防検診
- 25日(火) ☆小中学校修了式
- 27日(木) ☆機能訓練（13：30～福祉センター）

4 月

- 4 日(金) ☆女男河原（おんなんこら）、白山まつり
垂水市商工観光課 ☎0994-32-1111
- 5 日(金) ☆ふるさと桜まつり
有明町商工会 ☎0994-74-0024
- 6 日(日) ☆花瀬公園まつり
- 7 日(月) ☆小・中学校入学式
- 12日(土) ☆くしら桜まつり ☎0994-63-3111
- ～13日(日) ※くしらん坊レース、大道芸、ジョギング大会

戸籍に関する情報は

ホームページ上では

掲載していません

田代町社会福祉協議会
「篤志寄附金」

さきに御逝去されました方の御遺族より、香典返しを廃止され社会福祉協議会へ多額の寄附を賜りました。厚くお礼申し上げますと共に御冥福をお祈りします。

山 白 椎 岩 川 辺 磯
田 坂 木 切 路 志 元
ヨ 義 文 ス 甫 峻 清
シ 信 男 ガ 甫 峻 造
様 様 様 様 様 様 様

休日在宅当番医

月 日	当 番 医	T E L
3 / 16	阿 久 根 医 院	4 - 2 1 0 0
3 / 20	黒木内科小児科	6 - 0 7 5 0
3 / 23	大 根 占 医 院	2 - 2 6 5 8
3 / 30	じょうさいクリニック	4 - 2 9 7 7
4 / 6	浜畑クリニック	5 - 2 5 7 5

教育だより

大原中学校

三人の立志式

二月四日(火)、立志式が行われました。十五の春を迎えた二年生三名が、それぞれに「立志の決意」を発表し、誓いを新たにしました。

式のあと、立志の記念として、梅の木を校庭の隅に植えました。



担任の先生方とニコリ・チーズ

一、三年生も植樹を手伝い、十本の梅の木が植えられました。美しい花を咲かせる日が、今から楽しみです。

また、立志式の記念講演として、地元の大先輩である有馬功さんに講演いただいた。

き、校訓である「拓魂」の意味を改めてかみしめる機会となりました。

春の祭典に全校で出場

二月十六日(日)、第三十回県中学校音楽コンクール「春の祭典」が伊集院町で行われました。

昨年まではテーパー審査による出場でしたが、今年は全校生徒で出場することができました。



満足感漂う記念撮影

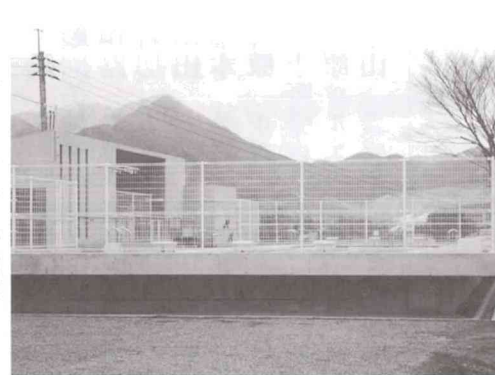
PTAの皆さんが空きビン回収をしてくださったたり、地域の方々から多額の寄付をいただいたりと、本校を見守ってくださる地域全体の熱意に支えられての出場でしたが、その思いに応えようと、一生懸命歌いました。

た。日頃の練習の成果を十分に発揮し、美しいハーモニを響かせることができました。

プール完成

待望のプールが、一月二十七日に完成しました。

三コースの小さなプールですが、その美しい外観を見ながら、プール開きが行われる夏の到来を、生徒全員が心待ちにしています。



県視聴覚教材コンクール 最優秀賞 受賞

平成8年度県視聴覚教材コンクールで、田代小学校の白坂昭典先生が見事に2年連続で最優秀賞を、そして白坂先生の指導のもと、田代小スライド班が努力賞を受賞されました。

白坂先生は、問題集とゲーム集を組み合わせた算数の学習ソフトを開発したことが評価されました。また、スライド班の皆さんは、田代町に伝わる民話「山伏の福蔵どん」をスライド化しました。白坂先生は、どちらの作品もいろいろな場面で活用していただきたいと話しておられます。



田代小白坂先生とスライド班の児童の皆さん

県中学校音楽コンクール 金賞 受賞



美しさと力強さが調和した田代中2年生の合唱

2月16日、伊集院町文化会館で平成8年度県中学校音楽コンクール「春の祭典」が開催され、合唱部門において田代中学校2年生38名が見事に金賞を受賞しました。

田代中学校では、音楽指導を生徒指導の中心に据え、担任及び音楽の先生の指導のもと、練習に取り組みました。その成果を存分に発揮しての金賞受賞でした。

この陰には、参加費用捻出のために空き瓶回収を行うなどPTAの皆さんの全面的な支援があったということです。

町教育研究会開催



全体会(上園先生による指導講話)

2月7日、町中央公民館において開催されました。

まず、各教科等の部会で一年間の活動反省と次年度の課題について話し合われました。

その後の全体会では、田代小白坂先生の国内留学、大原中岩脇先生の海外留学について研修報告がなされました。最後に、肝属教育事務所上園指導課長より、いじめの問題や不登校等について講話がありました。

今年度の成果をもとにして来年度はさらに充実した田代町の教育が推進されることでしょう。



ソフィさんと楽しいひととき

ソフィさんの楽しい英会話

1月30日より本町ALTのソフィさんによる英会話教室がスタートしました。

これは、ソフィさんが、田代町の役に立つことを何かやりたいと思ったことから始まり、毎回多くの出席者を得ています。下は3才から高齢者まで、英会話を気楽に楽しく学ぶことができますと好評です。

内容は、日常の簡単なあいさつの仕方や数字の読み方、買い物などの読み方、途中からの受講者も歓迎ということですので、興味のある方はぜひ参加してみてください。

生涯学習県民フェア



すばらしい発表をされた馬庭さん

第8回生涯学習県民フェアが2月5、6日に国分市で開催されました。その中の「学習発表のひととき」のコーナーで、本町より馬庭静雄さんが社会通信教育受講生代表として発表されました。

馬庭さんは、社会通信教育受講により文部大臣賞を受賞したことや、趣味の盆栽に対する思いなどについて発表されました。堂々とした発表で、約800名の参加者がじっと聞き入るほどのすばらしいものでした。

馬庭さんのこれからますますのご活躍をお祈りします。



韓国のことについて話される林さん

町婦人会2月定例研修会

田代町婦人会は、毎月集落婦人会長さん方を対象に定例研修会を行っています。

2月の定例会では、串良町国際交流員の林恩芽さんを講師として招き、講演会を行いました。

「日本に来て思うこと」の演題で、韓国から来られた林さんが日本に来て驚いたことや韓国と日本の文化の違いなどについて分かりやすく話されました。

生活の豊かさのかげで、私たち日本人が忘れかけている礼儀や言葉遣いの大切さについて改めて考えさせられる講演でした。

平成9年「春の青少年を育てる運動」

☆運動の趣旨

春は入学、卒業、進学、就職など子供たちには新しい出発をする大切な時期です。この運動は、子供たちの生活環境が変わり、問題行動が起きやすいこの時期に、家庭、学校、地域社会及び各団体が緊密な連携をとりながら「未来へはばたけ青少年運動」の趣旨に沿って、個性豊かでたくましい青少年を育成することを目的にしています。

☆テーマ

「育てよう思いやりのある子に 強い子に」

☆期間

平成9年3月11日から4月10日

☆運動の実施事項

- (1) 青少年の社会参加活動の推進
- (2) 健全な家庭づくりの推進
- (3) 非行防止運動の推進
- (4) 青少年を取りまく社会環境の浄化活動の推進
- (5) 春休み期間の生徒指導の充実
- (6) 交通事故防止の推進



ドキドキワクワクお楽しみ抽選会

平成8年度 田代町
スポーツフェスティバル

2月23日、川原グランドで開催されました。完走大会とふれあいゲートボール大会に、合わせて三五〇名が参加しました。お楽しみ抽選会もあり、早春の一日を楽しく過ごすごとができました。

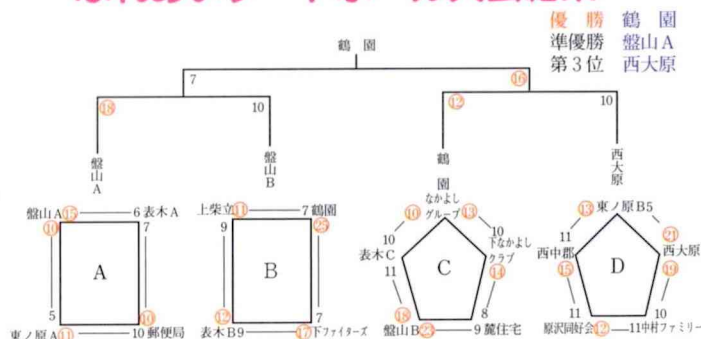


子供から大人まで大勢が参加した完走歩大会



優勝した鶴園集落の皆さん

ふれあいゲートボール大会結果



第29回たしろ花瀬駅伝大会
期日 平成9年4月6日(日)
午前9時30分スタート
※町内外から60チーム程の参加
が見込まれます。町全体で声
援を送りましょう。ゲストと
して、ホテル京セラの荒木久
深さんが来町されます。

田代町からも表木集落出身の油木徳男選手が肝属チームの中心選手として出場されました。そして、今大会2回目の出走となる4日目の第6区（末吉―大隅間8・4km）で見事に区間一位の快走を見せ、区間賞に輝きました。12回目の出場にして初の区間賞ということで、日頃の油木田選手 の努力と鍛錬がしのばれます。油木田選手のこれから益々の活躍をお祈りします。

19日の5日間にわたって開催されました。



早春の鹿兒
島を駆け抜け
る第44回県下
一周駅伝大会
が2月15日

区間賞おめでとう!!

油木田選手



手作りの看板で歓迎！

田代町開催ということでは、町連合青年団の皆さんは、連日夜中まで看板作成や会場設営に取り組みました。

また、出し物も本格的な劇「打てや太鼓」に挑戦しました。戦時中にタイムスリップした落ちこぼれ学生が不自由な生活を強いられている同世代の学生たちと出会い、今の生活がいかに恵まれているかに気づき、やる気を取り戻していく内

肝属地区青年祭

2月16日に中央公民館ホールにおいて、平成8年度肝属地区青年祭が開催されました。

田代町開催ということでは



熱唱！田代のスター



熱演！劇「打てや太鼓」

田代町で開催！

容の劇で、練習の成果を發揮したすばらしい発表でした。田代の青年団の心意気をおおいに示した青年祭でした。